

## 東海市芸術劇場 施設使用料一覧

利用区分			使用料（円）						
			午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日	
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	9:00～ 17:00	18:00～ 22:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00	
大 ホ ー ル	入場料を 徴収しない 場合	平日	27,210	36,280	63,490	36,280	72,560	99,770	
		日曜日等	32,650	43,530	76,180	43,530	87,060	119,710	
	入場料が 1,000 円 以下の場合	平日	38,880	51,840	90,720	51,840	103,680	142,560	
		日曜日等	46,650	62,200	108,850	62,200	124,400	171,050	
	入場料が 1,001 円～ 3,000 円 以下の場合	平日	48,600	64,800	113,400	64,800	129,600	178,200	
		日曜日等	58,320	77,760	136,080	77,760	155,520	213,840	
	入場料が 3,001 円 以上の場合	平日	58,320	77,760	136,080	77,760	155,520	213,840	
		日曜日等	69,980	93,310	163,290	93,310	186,620	256,600	
	リハーサル室			3,810	5,090	8,900	5,090	10,180	13,990
	楽屋 A			280	380	660	380	760	1,040
	楽屋 B			500	660	1,160	660	1,320	1,820
	楽屋 C			290	380	670	380	760	1,050
楽屋 D			580	780	1,360	780	1,560	2,140	
楽屋 E			510	680	1,190	680	1,360	1,870	
楽屋 F			670	890	1,560	890	1,780	2,450	
楽屋 G			530	710	1,240	710	1,420	1,950	

利用区分			使用料 (円)					
			午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日
			9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	9:00~ 17:00	18:00~ 22:00	13:00~ 22:00	9:00~ 22:00
多 目 的 ホ ー ル	入場料金を 徴収しない 場合	平日	5,080	6,770	11,850	6,770	13,540	18,620
		日曜日等	6,090	8,120	14,210	8,120	16,240	22,330
	入場料が 1,000 円 以下の場合	平日	7,260	9,680	16,940	9,680	19,360	26,620
		日曜日等	8,710	11,610	20,320	11,610	23,220	31,930
	入場料が 1,001 円~ 3,000 円 以下の場合	平日	9,070	12,100	21,170	12,100	24,200	33,270
		日曜日等	10,880	14,520	25,400	14,520	29,040	39,920
入場料が 3,001 円 以上の場合	平日	10,890	14,520	25,410	14,520	29,040	39,930	
	日曜日等	13,060	17,420	30,480	17,420	34,840	47,900	
ワークショップ室			1,530	2,040	3,570	2,040	4,080	5,610
会議室			1,480	1,970	3,450	1,970	3,940	5,420
大練習室			3,060	4,090	7,150	4,090	8,180	11,240
中練習室 1			2,300	3,060	5,360	3,060	6,120	8,420
中練習室 2			1,540	2,060	3,600	2,060	4,120	5,660
小練習室			930	1,250	2,180	1,250	2,500	3,430
和室			1,030	1,370	2,400	1,370	2,740	3,770
美術室			500	670	1,170	670	1,340	1,840
ギャラリー 1			900	1,200	2,100	1,200	2,400	3,300
ギャラリー 2			790	1,050	1,840	1,050	2,100	2,890
楽屋 1			230	300	530	300	600	830
楽屋 2			540	730	1,270	730	1,460	2,000
楽屋 3			290	390	680	390	780	1,070
キッズルーム			880	1,170	2,050	1,170	2,340	3,220
ミーティング室 1			1 時間につき 190 円					
ミーティング室 2			1 時間につき 150 円					
パフォーマンス室			1 時間につき 220 円					
バンドスタジオ 1			1 時間につき 700 円					
バンドスタジオ 2			1 時間につき 700 円					

(補足)

- ※ 1 平日：月曜日～金曜日（祝日を除く）  
日曜日等：土曜日、日曜日、祝日
- ※ 2 入場料の金額が 2 区分以上ある場合は、最も高い入場料を基に使用料を決定します。
- ※ 3 区域外利用者（東海市、半田市、常滑市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町の区域内に在住、在勤、在学のどれにも当てはまらない者。または事業所等を有しない者）が利用する場合は、この表または※ 5 から※ 7 までに定める使用料の 1.5 倍の額（10 円未満は切り捨て）となります。
- ※ 4 物品の販売またはこれに類する行為を目的として利用する場合は、利用する施設に応じて、以下に定める額となります。
  - (1) 大ホール、多目的ホール  
この表にかかわらず、この表の「入場料が 1,000 円以下の場合」または※ 5 から※ 7 までに定める使用料の 3 倍の額（区域外利用者にあつては、5 倍の額）となります。
  - (2) (1)以外の施設  
この表または※ 5 から※ 7 までに定める使用料の 3 倍の額（区域外利用者にあつては、5 倍の額）となります。

「物品の販売またはこれに類する行為」とは、一般法人（株式・有限会社等）または団体・個人が、物品販売、予約、斡旋などの金銭的な利益を得ようとする場合や利益を得る目的で講習会等の活動をするために利用する場合をいう。ただし、チャリティーバザー等主たる目的が営利を追求するものではない場合や興業会社や音楽事務所等が演奏会、映画会等を行う場合について、文化芸術に関する活動に該当する内容については、この表に定める入場料区分に基づく使用料を徴収する。

(物品の販売又はこれに類する行為に該当する使用事例)

- ・一般法人、団体又は個人にかかわらず、商品の販売、PR、予約等
- ・一般法人等が行う営業会議、販売会議、商品PR会議等
- ・一般法人等の株主総会、役員会、入社試験等
- ・一般法人等のPR活動
- ・月謝を取っている者が行う教室

- ※ 5 延長区分①（8:00～9:00）において大ホール、多目的ホール、ギャラリー 1、ギャラリー 2 を利用する場合は、この表に定める午前の使用料の 1 時間（3 分の 1）に相当する額に 1.5 を乗じて得た額（10 円未満は切り捨て）となります。
- ※ 6 延長区分②（12:00～13:00）、延長区分③（17:00～18:00）において、施設（ワークショップ室、会議室、和室、美術室、ミーティング室 1、ミーティング室 2、パフォーマンス室、バンドスタジオ 1、バンドスタジオ 2 を除く）を利用する場合は、1 延長区分につき、この表に定める午後の使用料の 1 時間（4 分の 1）に相当する額（10 円未満は切り捨て）となります。
- ※ 7 延長区分④（22:00～23:00）において大ホール、多目的ホール、ギャラリー 1、ギャラリー 2 を利用する場合は、この表に定める夜間の使用料の 1 時間（4 分の 1）に相当する額に 1.5 を乗じて得た額（10 円未満は切り捨て）となります。

- ※ 8 大ホールを舞台のみ利用する場合は、この表に定める使用料に2分の1を乗じて得た額（10円未満は切り捨て）となります。
- ※ 9 大ホールを1階のみ利用する場合は、この表に定める使用料に100分の85を乗じて得た額（10円未満は切り捨て）となります。